

42—00 P U D T

審理の終結及び再開

1. 審理の終結（結審）

- (1) 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人（以下、本章 42 において「当事者」という。）に通知しなければならない（特 § 156①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。また、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であって審決の予告（→51—17）をしないとき、又は審決の予告をした場合に指定期間内に被請求人が訂正の請求若しくは補正をしないときは、審理の終結を当事者に通知しなければならない（特 § 156②）。当事者系審判において、審決却下を行う場合も（請求書の副本を被請求人に送達していないものも含めて）、当事者双方へ審理の終結を通知する。
- (2) 審理終結の通知は、当事者に対し、近く審決がされることを知らせるものであって、この通知がされた以後に当事者が攻撃防御方法を提出しても、それを審理の対象にすることができない（東高判昭 40.7.29（昭 39（行ケ）17 号）参照）。なお、審理終結の通知をした後に、さらなる審理の必要があるときは、審理の再開（→2.）を当事者に通知した上で審理する。また、審理の終結に至った後は、その審判に参加（→57—01）することができない（特 § 148①、③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。
- (3) 審理終結の通知があった後でも、審決が確定するまでは、審判の請求を取り下げることができる（→43—02）。
- (4) 「審決をするのに熟したとき」とは、審理に必要な事実を全て参酌し、取り調べるべき証拠を全て調べて、結論を出せる状態に達したことをいう。
したがって、審理終結の通知後は、原則として審理はしない。
- (5) 審理終結の通知の効力は、当事者に告知したときから生じると解されるので、書面で通知した場合には、当事者に到達したときに審理終結の通知の効力

が生じる。したがって、審理終結の通知が当事者に到達する前に、当事者から書面が提出された場合は、当該書面について審理した上で審決をする必要がある（東高判昭 38.5.23（昭和 36 年（行ナ）88 号）、東高判昭 46.3.23（昭 41（行ケ）184 号）参照）。

- (6) 審決は、審理終結の通知を発した日から二十日以内にしなければならない（特 § 156④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①, § 68④）と規定されているが、これは訓示規定であって、この期間内に審決をしなかった場合でも手続の違法の問題は生じない（大判大 14.4.17（大 14（オ）165 号）参照）。

2. 審理の再開

- (1) 審判長は、必要があるときは、審理終結の通知をした後であっても、当事者の申立てにより、又は職権で、審理の再開をすることができる（特 § 156③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①, § 68④）。

審理の再開は、審理の完全を期するためにするものであって、重大な証拠の取調べが未済であったとか、審理終結の通知と入れ違いに請求の理由の補充、明細書の補正がされていた場合などであって、審判長が必要と認めたときに行う。

- (2) 審理の再開をするときは、当事者に審理を再開する旨の通知をする。
 (3) 審理終結の通知後に、審理再開申立書とともに書面が提出されたときは、審判長は、必要により他の合議官に諮った上で、慎重にその許否を検討する。その結果審理再開の必要を認めないときには、書面の内容と重要性に応じて、その旨、申立てた者に連絡するとともに、対応記録を作成する。

補正の機会を要望するなど、審理に影響しない内容であれば、連絡等を行うことなく、審理再開の必要を認めない旨、審決に付記すれば足りる。

- (4) 審理再開申立書のみが提出されたときも、上記(3)と同様である。

（裁判例）

[補正可能期間を過ぎた後の補正を認めるための審理再開の申立て]

経緯によれば、特許庁が申し立てに応じて審理を再開しなかったことの手続違背をいう原告主張は、法の定める補正可能期間を過ぎたのちに終結された審理を、補正可能期間を過ぎた後の補正を認めるために再開せよと

いうことに帰し、このような主張は、補正を補正可能期間に限って認めることとした特許法の定める補正制度と相容れないものである。

特許法の定める審理再開制度は、審理の万全を期するために、審判長が特に必要と認めた場合に行われるべきものと解するのが相当であるから、このような補正を認めるための審理再開は、審理再開の制度の予定していないところである。（東高判平 7.1.25（平 4（行ケ） 239 号））

（改訂 H27.10）

42—04 T

商標拒絶査定不服審判における審理の再開

商標においては、審判係属中は指定商品等の補正が可能（商 § 68 の 28①、§ 68 の 40①）であることから、審理終結通知があった後に拒絶理由を解消するための指定商品等の補正がされたときは審理を再開する。

しかし、審理終結通知後にされた以下のような事案については、審理を再開するための合理的な理由に該当するものではなく、時機に後れた対応であるから審理を再開しない。

- (1) 指定商品の補正をする旨を主張するのみで、具体的な補正手続がされていないもの。
- (2) 請求の理由又は証拠の補充をするため審決の猶予を求めるもの。
- (3) 引用商標の商標権者と譲渡交渉するため審決の猶予を求めるもの。
- (4) 引用商標に対して不使用取消審判等を請求した旨を主張するもの。

ただし、当該審判請求を審理終結通知後にする合理的理由があるものを除く。

(改訂 H27. 2)

